

民事訴訟等手続に必要な郵便切手一覧表(平成26年4月1日～)

大阪簡易裁判所・堺簡易裁判所・岸和田簡易裁判所

事件の種類	内訳	合計額	追加分の郵便切手等
訴状 (通常訴訟) (少額訴訟) ・ 控訴状	500円×7枚 100円×7枚 82円×5枚 52円×5枚 20円×5枚 10円×5枚 2円×5枚 1円×5枚	5,035円	被告が1名増えるごとに, 1,082円分の郵便切手を2組追加する。
民事調停 申立書	92円×1枚 82円×4枚 20円×4枚 10円×2枚 2円×4枚 1円×2枚	530円	相手方が1名増えるごとに, 92円の郵便切手を1枚追加する。
支払督促 申立書	1,082円分×1組 82円×1枚 はがき×1枚		
仮執行宣言 申立書	1,082円分×2組 はがき×1枚 (仮執行宣言付支払督促正本の受領書を提出するとき) 1,082円分×1組 92円×1枚 はがき×1枚		債務者が1名増えるごとに, 1,082円分の郵便切手を1組, はがきを1枚追加する。

※ 内訳・合計額欄は, 被告(被控訴人, 相手方, 債務者)が1名のときに必要な郵便切手及びはがきです。